

3割負担

後期高齢者医療制度にご加入中の皆様へ ご利用ください

「限度額適用認定証」

●病院窓口に提示すると、医療費の負担限度額が下がります。

医療機関や調剤薬局での窓口負担については、世帯の負担を軽減するため、1か月ごとの限度額を設けています。

保険証の負担割合が「3割」の方で、住民税課税所得が145万円以上690万円未満（現役並み所得ⅠおよびⅡ 下記の表の太枠）に該当する方は、認定証の交付を受けて医療機関等に提示をすると、保険適用分の医療費の自己負担額がそれぞれの区分の限度額（1医療機関ごと）までの負担ですみます。

●申請した月の受診分からの適用になります。

事前に市町村窓口に申請し、交付を受けてください。

申請時に①保険証 ②個人番号がわかる書類 ③顔写真付きの身分証をご持参ください。

●医療機関において適用区分を確認できる場合があります。

確認できない場合は、市町村窓口に申請し、交付を受けてください。

(申請した月の受診分から適用になります)

窓口では「現役並み所得Ⅲ」の限度額となります。負担額が本来の限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。

負担区分	対象者	医療費1か月あたり自己負担限度額		※1・2
		外来	入院	
現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) × 1 % 多数回(4回目から): 140,100円		※3
現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) × 1 % 多数回(4回目から): 93,000円		※3
現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) × 1 % 多数回(4回目から): 44,400円		※3

※1 医療費の窓口負担限度額の計算上、保険適用外の医療費の自己負担額や、食事代や差額ベッド代などは含みません。

※2 月の途中で75歳に到達した場合は、2分の1の額になります。

※3 過去12か月以内に4回以上、限度額に達した場合は「多数回」該当となり、4回目から限度額が下がります。

☆前年の12月31日(1月から7月までの場合は前々年)現在で、同一世帯に19歳未満の控除(扶養)対象者がいる世帯については、負担割合判定の際の住民税課税所得金額から、さらに調整額が控除されます。

☆昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等(所得から43万円を引いた額)の合計が210万円以下の被保険者および同一世帯の被保険者は1割負担または2割負担となります。

☆次の項目に当てはまる方は、1割負担となります。(申請が必要な場合があります)

- ・加入者本人の前年の収入額が383万円未満の方
- ・加入者本人と、同一世帯の70~74歳の方全員の前年の収入額の合計が520万円未満の方
- ・同一世帯に加入者が2人以上いる場合、加入者全員の前年の収入額の合計が520万円未満の方

負担区分の要件に該当するか、または内容の詳細等については、下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

お住まいの
市町村窓口

または

山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地

TEL(0237)84-7100

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 令和〇〇年 7月31日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	01234567
被保険者 姓 名 性 別 生年月日	寒河江市大字寒河江字久保6番地 長寿 太郎 男 昭和 8年 5月 1日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
適用区分	現役!
保険者番号 並びに保険 者名称及び 印	3906***** 山形県後期高齢者医療広域連合
印	

<http://www.yamagata-kouiki.jp/>